

## 第2回子供手帳モデルに関する検討会

平成29年11月20日

東京都福祉保健局 少子社会対策部

(午後 6時05分 開会)

○鈴木事業推進担当課長 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第2回子供手帳に関する検討会を開催いたします。

私は、少子社会対策部事業推進担当課長の鈴木です。議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。では、座って失礼いたします。

それでは、お手元に資料1、委員名簿がございますので、ごらんください。今回は2回目ですので、委員のご紹介は、ご欠席のご連絡についてのみご紹介いたします。今日は、東京都医師会理事の落合委員、南多摩保健所保健対策課長の上田委員よりご欠席の連絡をいただいております。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。【資料の確認】

本日は、第1回で検討しました子供手帳モデルの検討事項(案)の続きの項目について検討をお願いしております。

資料2をごらんいただきますと、前回ご検討をいただきました①の低出生体重児等に対応する記録欄等、②の学齢期にも対応する記録欄等について、委員の皆様からいただいた意見を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

また、この検討会は、配付資料や議事録については、後日東京都のホームページに掲載する予定ですので、ご了承ください。

それでは、早速ですが、この後の進行につきまして、会長の中村先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

まず6つの検討課題が前回提案されたと思います。そのうちの1番目が、低出生体重児等に対応する記録欄等ということで、これは既に議論をしていただきました。それから、学齢期にも対応する記録欄等ということで、この二つについては一応議論をさせていただきましたので、本日はその次の3番目に当たるところですが、妊娠や育児への不安の解消に資する情報というところからスタートをさせていただこうかと思います。

事務局のほうから3番目の課題についてのご説明をお願いいたします。

○吉田家庭支援課課長代理(母子保健担当) 課長代理の吉田と申します。座って説明させていただきます。

今、会長のほうからお話のありました資料の2、課題の三つ目ということで、資料2の3ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちら、妊娠や育児への不安の解消に資する情報でございます。まず四角の囲みの中でございますが、こちらは、事務局のほうで整理いたしました問題意識等を書いてございます。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近に相談できる相手がいないなど、育児の孤立化が進んでおります。また、子供を持つことや子育てに不安を抱

えるご家庭の増加、そして産後うつ等の問題も指摘されているところでございます。特に母親に対するこうした2点の支援の観点から、子育て情報として改善すべき内容ですとか、新たに盛り込むべき内容について検討すべきではないかというふうに、事務局のほうで整理をしております。

その下ですけれども、調査結果ということで、前回みずほ情報総研のほうからご紹介いたしましたところから、関連するものをこちらに抜粋してございます。

まず1点目でございますが、都内保護者の方と団体の会員の方に対して、母子健康手帳の情報欄の改善の希望の有無をお尋ねして、その理由をあわせて尋ねたところでございます。参考資料2の23ページですけれども、そうしたところで、改善を希望すると回答した理由としては「情報が少ない」ということを挙げられた方が、「その他」を除きますと、全ての項目で最も高かったというところでございます。

同じく参考資料2の28ページでございますが、この情報欄に追加してほしい内容を尋ねて、「その他」というものを選択した方に対しては、具体的なお意見をお伺いしているところでございます。その中に「産後うつ・産後ケア・家事援助サービスの案内」、また「出産後の母の戸惑いやストレスを優しく受け入れてくれるような言葉がほしい」といったような回答がございました。

その次、3点目でございますけれども、同じく参考資料2の35ページのところになりますが、母子健康手帳に対する意見や要望をお尋ねしたところ、そのご回答を紹介する部分ですけれども、その中に、都内在住の保護者の方からは「精神的に心の支えになるような情報や言葉があるといい」といったようなご意見、そして団体等の会員の方からは「障がいのある子供の場合、通常の発達と異なるために母子手帳が嫌になる、不安をあおるような存在であることも事実であるが、それでも相談機関に早くつながるような記載があれば不安をカバーできると思います。」といったようなご意見がありました。

その下、4点目でございますが、今度は区市町村に対する調査のところ、参考資料2の47と書いてありますけれども、48ページでございます。失礼いたしました。

こちらの中に、情報欄に追加したいという内容といたしまして、「妊娠中、産後のメンタルヘルスについて」というのを挙げていただいた区市町村がありましたということでございます。

こういったような調査結果を踏まえまして、4ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちらは、まず産後うつの関係で任意様式の記載を少し紹介いたします。任意様式の内容と、この後に前回ご紹介いたしました、他の自治体における先行事例の取り組みのところを少しご紹介いたしまして、こういったものをもとにご検討をいただいておりますかというふうに、事務局のほうでは考えているところでございます。

まず任意様式の、ここは65ページのところをこちらに転記してございますが、ここに産後うつの関係で、出産後の心身の健康ということで、真ん中のところ、囲みをつけ

ておりますが、現行の母子健康手帳に記載があるところでございます。

そして、その下が先行事例ということで、事例1から5までございまして、出産後の心身の健康ということで、今の任意様式の部分に少し手を加えているような事例と、あと独自にマタニティ・ブルーですとかの項目を追加しているようなこともあるところでございます。

あと資料2の関連資料ということで、こちらに該当するのが関連資料の1ページから3ページ目のところですね。こちらの事例1から事例5まで、該当部分を抜粋してございます。こちらもお目通しいただければと思います。

もう1点ですね、子供の発達についてというところも、先ほどの調査結果等を踏まえて、少し整理してございます。こちらは現行の母子健康手帳につきましては、記載がないところでございます。

その下、先行事例につきましては、全てではないんですけれども、事例3と4には、関連するような項目が独自のものとして追加されているところでございます。こちらは、先ほどの関連資料の4ページから5ページ目のところに該当する記事が掲載してございます。こちらもお合わせごらんいただきたいと思います。

③につきましては、以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。調査の結果、その他から、追加をすべき、子供手帳に組み込む必要がありそうなところということで、一つは産後うつの記事と、それから今まで厚生労働省の通知の中でも記載のない発達障害の問題、この二つを追加したらどうかというご提案だったと思います。

最初に産後うつの問題ですが、これは記載が必要なんだろうと思うのですが、さまざまな母子健康手帳をみてみますと、さまざまな記載方法があるようで、このことについてのご意見をいただければと思います。例えば「マタニティ・ブルー」という言葉を使っている、あるいは「産後うつ」という日本語で書かれているものもありますし、直接的な書き方はしないで「お母さんのこころ」とか、そんな書き方だったりですね。その辺のところを含めて、ご意見をいただければと思います。

どうぞ、ご発言をいただければと思います。どんな記載方法がいいかというようなことになろうかと思いますが、いかがでしょうか。

任意様式の中に、産後うつの問題を書き込むこと自体には、皆さん方も多分反対という方はいらっしやらないと思いますので、どんな取り上げ方をするか、どうぞご意見をいただければと思います。

○島田委員 任意様式で、例えば囲みの中の「出産後のお母さんは、わけもなくイライラしたり、気持ちが落ち込んだりする」というような話は、いわゆる出産直後のマタニティ・ブルーの状況だと思うのですね。

育児に関して問題が出てくるのは産後うつです。できれば具体的な症状、そういった

ものを周知する必要があります。メンタルヘルスの重要性についてはかなり一般の方々もわかってきていらっしやると思うのですが、依然、産後うつに関して誰でも起きることであること、どうにもならなくなって急性症状になってからではなくて、そういったことを疑ったら、家族の人が積極的に受診を進めるということをお願いしたいと思います。ですから、そういった内容が書かれている必要があるのではないかと考えております。

○中村会長 ありがとうございます。

一つは、言葉の問題なんですけど、もちろんマタニティ・ブルー（ズ）と、それから産後のうつというのは違うと思うんですけど、その辺の取り上げ方をどうすればいいのか。事務局のほうも判断を仰ぎたいということですので。

○川上委員 この問題はとても大切な問題なので、記載することはぜひお願いしたいと思うのですが。ただ、やはり読み物として読んでいって、理解という、あなたはマタニティ・ブルーですよと言われてたり、あるいは産後うつですねって言われて、うれしく思う人はいないと思うので、できればあんまり。

それと医者の方から言うと、自分で勝手に診断を決めてくる人って、実はすごい厄介なんです。だから、それでいくと、今あなたは誰かにつながりを持ったほうがいい状態だよねというのがわかるような、ここの事例でいえば、事例4の「お母さんのこころ」みたいな形でやわらかく、こういうことは誰にでもあるんだけど、もし程度が強いときには一人で抱え込まないで、こういうところ、ああいうところに相談に行くといいよというような書き方がいいと思うんですね。

今いろんなことがわかっていますから、事例3の四角があって、自分でチェックすればいいような、エジンバラのチェックリストというのは数が多過ぎるから、そこまでいかないにしても、主要な項目を挙げて、もしこういうのが見られていて、自分でも辛いなと思ったら、ぜひどこどこ保健所に相談しましょうとか、あるいはどこどこに電話をかけるといいですよとか、そういった記載をしてあげるのがいいんじゃないかなと思って。あんまり診断名的なことは挙げないほうがいいんじゃないかと思えますけれど。

○中村会長 ありがとうございます。

確かに川上委員のおっしゃるとおりで、診断名が先に出ていると、それに当てはめてしまうことも結構あると思うんですね。ですから、こんな症状があったら相談をしたほうがいいとか、あるいはどこどこに行って相談をしたほうがいいとか、そんなようなアドバイスにしておいたほうがいいかなと、私もそう思います。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

やはり産後うつのサインとか、マタニティ・ブルーと言われると、ちょっとわからないお母さんたちは結構いるかもしれないんですけども。やっぱりこういう専門用語的なものが出てくると、それに左右されてしまう、そんな人たちが結構いるように思います。

ほかに何かご意見はございませんか。

○瀬川委員 障害児・療育担当課長です。お世話になっております。

前回のときも、結局、今検討している手帳の読み手、主に利用の方がどういう方かということに、いろいろ話したとは思いますが、恐らく、お母様ということがメインターゲットになる場合については、今の川上委員のお話にもありましたように、読み手が非常に拒否したり混乱したりする記載というのは、やはり望ましくないのかなど。正しい知識についても、余り盛り込み過ぎてしまうと、ボリュームがふえるということもありますので、何か気づきになるような、心にしみ入るような形の文章のほうがよろしいのかなというふうに感じました。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。そうしましたら、次に進ませていただいてもよろしいですか。

その前に、発達のところですね。

発達障害が今社会的に問題になっているわけですが、これは、厚労省の様式の中には、発達については余り書かれていないようですね。それで、子供の発達の問題について取り上げておく必要があるだろうということですが、どんな取り上げ方をするかということが一つあるかと思えます。

今、川上先生からご意見をいただきましたように、発達障害も、発達障害という診断名を表に出して記載するというのは余り意味がないと思えます。こんな心配だったらこういうところへ行って相談してみたらという、気づきの記載にしていく必要があるだろうと私自身は思っております。

学校教育手帳では、しつけの部分に診断名を挙げて、症状が書かれていますけれども、この方式は母子健康手帳にはそぐわない気がいたします。

どうぞ、これにつきましてもご意見をいただければと思います。

○加藤委員 今、中村会長がおっしゃったのは、全く賛成でございます。例えば関連資料の4ページのように、発達障害の種類について幾つか説明するというのも、別にこれはこれで知識としては大事かもしれませんが、親御さんのニードというところでは、むしろ育てにくさというところがキーワードになっているんじゃないかと思えます。健やか親子21の重点課題が二つありまして、一つ一つの育てにくさを感じる親に寄り添うという部分で、もう一つが児童虐待の防止となっております。

育てにくさというのは、子供さんの発達特性もその要因の一つとして大きいわけですが。親御さんとしても、やはりまずは親御さんが育てにくいと思って、困るところから発達障害のお子さんの発達の特性というのが感じとられるんじゃないかと思えます。

なので、例えば関連資料の5ページのように、集団生活が大変だからぶつかるというのは、あくまで外から見える話だと思ひまして。親御さんが、まずは育てにくくて、困

ったことに悩むですとか、そういったところからまずは親は気づくというよりは、もっと気づく以上に困るといった、どうやって対応したらいいんだろうというところからまず最初に感じる、そういったところから始まっているんじゃないかと思ひまして。

何か集団生活の苦手さを叱るとか、そういった一歩手前の育てにくさというところも、それこそ診断名がどうかというのではなくて、子供さんの行動が落ちつきがなかったり、言っていることが、指示に従えなかったりなどで困っていることがあったらという。その後も診断する手前に、かかわり方のこつとか、そういうのを保健センターとか、専門の先生がいらっしゃるところで教えていただけるところもあるので、何かそういったものにつなげていくというような、そんなストーリーで、もし発達障害等を抱えても、親に早期発見を期待するというのは、まずそういうところから書いていくのがいいんじゃないかなというふうに思ひました。

川上委員が、産後うつのところを、余り病名から言うんじゃないほうがいいとおっしゃってくださったように、発達障害のところも、親にとってよく感じるような部分から入っていくと、親にとっても読みやすいかなと思ひました。

○中村会長 ありがとうございます。

私も発達障害の地域ケアについて、取り組んでいますので、一言だけ加えさせていただきますと。まず、1歳半の健診の後ぐらいから、子供の発達について心配になる親が結構います。一番多いのは、言葉が遅いとか、それから友達と遊べないとかですね。次いで、1歳6か月健診のときに指差しができなかったとかなんですね。ですから、そういう気づきのために必要な症状を載せておいてあげて、できたら発達障害という言葉は外しちゃったほうがいいんじゃないかと思ひております。

ほかにご意見がございましたら。

○山本委員 歯科医師会の山本でございます。

先ほど加藤委員がおっしゃられましたけれども、虐待の問題なんですけど、例えば東京都はたしか今年度1万2,000件だったかな、全国で12万件あるというような話で、しかも虐待の年齢というのは非常に低年齢化しまして、例えば産まれて1年以内に、死亡例みたいな重大な事案が非常に多いというお話がありますので。虐待にはこういうふうな種類があるんだというようなことを、コラム欄でも何でもいいんですが、少し書いていただいたほうがいいんじゃないかなと、個人的に思ひております。

○中村会長 ありがとうございます。

山本委員の今のご発言に、ご意見はございますか。

なかなか虐待のことを当事者が携帯する母子健康手帳に書き込むのは難しい面もございますので、細かい配慮が必要という気がいたします。今までの任意様式の中にはなかったと思ひます。また、このことについて御意見を賜りたいと思ひます。

○加藤委員 一応児童虐待に関する記載としましては、子育てに困ったことがありますかという、そういった質問が、育児困難感というのが児童虐待をしているかもしれない親

の自覚症状なので、子育てについて不安や困難を感じることはありませんか、「いいえ・はい・どちらとも言えない」、こちらの設問が共通部分ですね。記録部分の全ての月齢のページに出ていて、これで一応児童虐待の早期発見をしようという意図であるとされているように、理解しています。

○川上委員 日常診療場面で虐待を早期発見しようと思ったときに、こういったものにかかれている、自覚を持ちやすいような現象で虐待というのは、逆に言ったら、すごい軽いというか、発見しやすく、むしろ私たちの目から見たら、明らかにこれは虐待だと思えるような事態が目の前で繰り広げられるんですね、診療の現場でも。だけど、親は育てにくいとも思っていないし、自分が虐待をしているとも思っていないし、本当に育児過誤としか言いようがない状況で来るほうが多いんです。

それでいくと、あなたは虐待していますよというのは、最終的に私たちが見た現場で、それはやっちゃだめという言い方でなら言えますけど、これをやったら虐待ですよみたいにしちゃうと、それじゃない形で表現形を変えてきたときには、もっと見えなくなっちゃうので。

やっぱりその陰に、例えばお母さん自身に、あるいはご両親、日常生活でイライラが強いと感じられるときがありますかとか、イライラしたそのはけ口が子供に向かっている場合もあるし。あるいは生活をしていて、子供がいる生活そのものが大変だと感じますかとか、少し、ちょっとしたきっかけ、話の糸口になるような聞き方、もし項目として入れるなら。

説明として、虐待も見えていて、虐待をしたいと思って虐待をしている親はいない。ただ、間違えた育児をした結果が虐待という評価を受けるというふうに分けると、やはり親に思い当たることはありませんかみたいな形で聞いていって、こんなことがあったら。やっぱり小児科に相談しましょうとか、これから子供の包括支援センター構想とかを考えると、行政のここに相談するといろいろアドバイスがもらえますよとか、相談に乗れますとかという形のほうがいいと思うんです、母子手帳のところでは。

むしろ専門家のほうがこういうことを相談に来たときは、虐待も念頭に置いて、丁寧に相談を受けてくださいねという、むしろこちらの対応する側のほうの意識の向上というのは、そこには虐待という言葉でもいいと思うんですけれども。

母子手帳の場合には、むしろそういう言葉も避けてたら、お母さんたちの気づきに、「ああ、私疲れているのかも」でもいいと思うんです。お母さん、こんな疲れを感じていたら、相談したほうがいいですよみたいな表現にとどめたほうが、むしろ拾い上げやすいんじゃないかと思います。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。この件につきましては、私も全く賛成です。

そうしましたら、4項目になりますが、父親の育児参画の促進に関する情報ということで、事務局のほうからご説明をお願いいたします。



○吉田家庭支援課課長代理（母子保健担当） それでは、資料2の6ページ目をごらんください。④といたしまして、父親の育児参画の促進に資する情報についてでございます。

こちら、四角の囲みからですけれども、まず女性の就業継続率が高まるなど女性活躍が進む状況におきまして、父親の育児参画がますます重要となっております。また、子育て支援などにおけるさまざまな名目で、国ですとか、地方公共団体に推進されているところがございます。

そうした父親の育児参画に資するものとして、母子健康手帳に、子育て情報として改善すべき内容や新たに盛り込むべき内容について検討すべきではないかというふうを考えているところがございます。

その下の調査結果の部分も紹介いたします。参考資料2の23ページのところです。こちら、情報欄の改善の希望の有無をお尋ねした、その回答といたしまして「情報が少ない」というふうなことを挙げた割合が高かったというところがございます。

その下でございますが、母子健康手帳への意見・要望についての回答の中からご紹介ですけれども、都内在住の保護者の方からは、ほかの名称についてはここで例として触れてはいますが、  
「子育て手帳などに名前を変えて、父親にも育児に参加するように促すなどもっと活用してほしい」といった意見や、団体等の会員の方からは「妊娠中の過ごし方には夫の協力も必要である。しかし「母子手帳」という名称だと目を通してもらえない人も多い。「赤ちゃんを迎える家族の手帳」などという名称にし、男性の育児参加も促してほしい」というふうなご意見がありました。

その下、3点目でございますが、記録欄に関しては、参考資料2の15ページのところですが、「父親となる人のコメント欄、父親向けの欄」を追加してほしいというふうな意見がございました。

4点目です。参考資料2の48ページです。こちら、区市町村に対する調査のところで、情報欄に追加したい内容の具体的意見でございますが、「父親、その他の家族向け情報欄（父親の役割等）」や「育児参加の周知、勧奨」といったことを挙げられた区市町村がありました。

最後、5点目ですけれども、母子健康手帳の交付時に父親向けのハンドブックですとか、そういったものを区市町村で取りまぜて配布しておられるところもございます。

その下、点線の囲みですが、1回目のところで少しご意見をいただいたところがございます。

資料2の7ページをごらんいただきたいと思います。こちらは現行の母子健康手帳の任意様式の部分でございます。

まず、65ページのところには、妊娠中の夫の役割ということで、少し書かれているところがございます。

その下に、73ページのところ、育児のしおりというところですが、この中でお父さんの役割というのが少し記載されています。一番下のところがございます。

資料2の8ページをごらんください。同じく任意様式の74ページ、こちらは乳児期（1歳まで）というところに、お父さんも育児をということで書かれています。

その下の先行事例の取り組みを見てみますと、妊娠中の夫の役割、お父さんの役割、お父さんも育児をということで、これまでご紹介した母子健康手帳の任意様式の、こちらの箇所について事例1から5まで、事例1から4については少しアレンジをする、少し中身を変更するような工夫をしているところです。

あわせて、独自項目をそれぞれ事例1・2・5では設けております。

こちら、関連資料のほうをごらんいただきたいと思います。6ページと7ページが、今ご紹介した独自の項目の部分を少し紹介しております。あわせてごらんいただきたいと思います。

④につきましては、説明は以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

項目立てが違ったり、あるいは表現が違ったりで、大体書かれていることは同じという気がいたしますが、この点に関しましては皆さん方がございましょうか。

父親の育児参画を取り上げることについて反対というご意見はないと思いますので、どんな取り上げ方をしたらいいかということだと思います。幾つか事例がありますので、これをできたら事務局のほうで少しまとめていただいて、一つのモデルをつくってご提示いただくのがいいかなと、そんな気がしているところでございます。委員の皆様はいかがでございましょうか。

○川上委員 皆さんもごらんになったかと思うんですが、NHKが、お母さんたちの、今すごい危機に瀕しているという、ドキュメンタリーというか、番組を組んだときに、お母さんたちの育児を楽にする一番の秘訣、オキシトシンを分泌するのを高めるとするのは、お父さんがおむつをかえることとかじゃなくて、やっぱりお父さんがお母さんにいたわりの心をもって優しい言葉をかけているということが、最重要だというようなことが出ていましたよね。

それと、今任意様式幾つとか出ている中で、私いつも気になるんですけども、男性の今、委員の方々にお聞きしたいんですけども、おむつがえを真っ先に書かれて、育児コールおむつがえみたいに言われて、うれしいですか。

うちに来るお父さんたちでも、子供がかわいくかわいくて、僕の子供を産んでくれてありがとう、奥さんのかわりに僕が育てちゃうというぐらいの、子供がかわいく思っている人は、何でもやりますよ。ミルクでも、おむつでも、何でも。

だけど、本当に我が子を抱くまで子供なんかそれほど興味もなかったという人も、できちゃったから父親になっちゃったというような人で、いきなりおむつがえ、しかもうちのときのおむつがえをさせられたら、それでも嫌だと、そう思っちゃうような人も出るし。なぜ俺がこんなことをしなきゃいけないんだというような意識は、今でも男性の中にあります。

それでいくと、私はだっこはたくさんしてあげてね、とよく言います、お父さんたちに。だけど、お母さんに、逆におむつがえというのは誰がやったって、ああ臭いとか思うようなものなんだから、いきなりお父さんにハードルの高いところから頼まないで、そういうことは自分がやってもいいけれど、とりあえず赤ちゃんはかわいいと思えるようになるまでだっこをたくさんしてもらおうようにしたらというような、どこにでもおむつがえをとというような表記が最初に出てくると、お母さんたちは、いかにもお父さんに育児参画をしてもらおうと、おむつがえと思って。

お父さんたちがやって一番喜ぶのは、決してミルク推進派ではないですけど、赤ちゃんに哺乳瓶にミルクを、自分が抱いて飲ませて、お母さんと同じような気分、疑似体験ができたときに、すごく子供の飲む力だとかを見て、父親になった気がするという人が多い点でいけば、書き方は難しいんですけども、ミルクをあげてという言葉は書きにくいんですけども、だっこをたっぷりしてとか、そっちを中心で。おむつ替えから入るのはどうかなということと。

それからもう一つ、お父さんの育児参画を書くのは皆さん賛成ですよねと言って、私も賛成の一方で、今、東京都内のシングルで産んでいる女性はどのぐらいの数いるのかということを見ると、結構、特に東京はシングルでも育てられるという環境上、多いんじゃないかと思うんです。そうすると、余りにお父さんお父さんお父さんというような書き方がたくさんあると、その人にとってはつらい。この間小さく生まれちゃった赤ちゃんのお母さんたちがつらい思いをするというのと同じぐらいの意味合いがあって、やむを得ずシングルで産んだという人にとって、やっぱり、お父さんお父さんと書かれるとつらいんじゃないかなということもあるのです。

できれば最初に書いてほしいこととしては、家庭にはお父さんの役割、お母さんの役割というのが必要で、それをお母さんイコール母性である必要もなく、お父さんが、私たちのイメージするお母さんのなかかわりをしてよくて、どちらでもいいけれど、父性・母性といわれるような、役割としての父性・母性というようなことについての記載を先に入れていただいた上での、もしシングルなら一人でその両方の役割をカバーするんですよというようなことがあった上で、幸いなことにお父さんがいてくれるのなら、あるいはお父さん、実の生物学的父親じゃなくてもいいわけですね。ステップファミリーみたいなものでもいいわけで、父親的存在のときには、こんなことが役割としてあるといいですねというような書き方にとどめるべきじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○中村会長 なかなか難しいですね。でも確かにそのとおりだと思いますがね。

私もいろいろなところで子育て相談をやっていますので、父親に会う機会もかなり多いですね。特に生後1カ月とか2カ月とかぐらいのときには、父親が一緒についてくることが、昔に比べると随分ふえていると思います。そのときに、お母さんにいろいろ聞いてみますと、自分に対する思いやりというのが、大きな要素になっているように思

います。もちろん子供をとってもかわいがってくれる、それが大切だと思いますし。

それから、確かに物理的な負担を軽減してくれる、それも必要なんです。

今の川上先生のご意見はまさにそのとおりだと思いますが、この課題の記述にはちょっと工夫をしていただく必要があると思います。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

○栗田委員 西東京市です。父親参加ということで、例えば私どもで妊娠届の届け出のときとか、あと乳児の健診、3カ月健診なんかの現場を抱えています。私が想像するに、前に比べると、父親とご一緒に、ご両親が来られるケースが相当あります。こういった手帳に活字で当然書くというのも一つの手法ではあるんですけども。じゃあ、一体何を書いたらいいかというところが、なかなか悩みどころ、というのが今の議論かなと思います。

そういった意味でいくと、少し、この手帳にもし余裕があるのであれば、そういった健診にも父親が結構参加しているという、写真なり、そういうものを載せておくだけでも、雰囲気。要はそこに健診は母親が行くべきとまでは言わないけれども、お母さんが多いんで、自分も行っても一人じゃ気まずいとか、そういうイメージだけを抱くお父さんが多分いらっしゃるんじゃないかなと思いますので。そうすると、そういう絵が、絵というか写真があれば、ああこういう雰囲気で健診はやっているんだとか。妊娠届のときは二人で行って、届け出はありなんだなというのが絵でわかるだけでも、十分思いというのは伝わるかなというのはちょっと思いました。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかには。

○川上委員 育休は男性もとれるという記載をぜひ、入れていただきたいと思います。

○島田委員 委員の皆様がおっしゃっているように、父親の育児参加というのは、非常に重要ですが、同時に、各地で産後ケア等が進められている背景の中には、結婚ができていない男性は、仕事が忙しいという状況がございます。そのため、育児はお母さん一人ではできるものではないので、状況に応じて家族やその周りの方のサポートが必要ですよということ。一人で育児をすると考えないでほしいというふうに、一言加えていただけるといいのかなと思います。

今、一番言われているのは、受援力とって、母子は災害弱者であるということをお母さん自身が認識していないという状況があります。ですので、まず子育てには自分一人ではできないので、誰かの援助を求めるとすることも育児力の一つであり、家族、それから周囲の人に支えながら育児をしましょうという一言があると、よろしいのではないかと考えています。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにございせんか。

○加藤委員 ちょっと細かいことで、すみません。

例えば父親となる人の気持ちを書く欄がほしいというようなご意見が、コメントがあったということなのですが。実際に妊娠中の記録欄というのは、赤ちゃんを迎える両親の気持ちなどを書きとめておきましょうと、この欄は父親も書くとされている欄なのですが、そうは認識されていない部分が多いんだと思うんですね。

例えば、育児休業の欄ですが、父親・母親と書いてあって、二つあるので、これ、父親がとった場合の何月何日から何月何日まで書けるようになったりですか。一応、記録欄もそれなりに父親の存在感というのはあるんですが、恐らくそれが何か読み飛ばされているような部分があるのかなと感じますので、情報欄のところに、記載欄には父親が書くところが結構ありますから、ぜひ書きましょうとか、そういったガイドを記載するとよろしいかなと思いました。

○中村会長 ありがとうございます。

いわゆる母子健康手帳の、今回の議題になってはおりませんが、活用の仕方というのを、突き詰めていく必要があるような気がします。やはり父親は、母子健康手帳については結構興味があって、見る人もいるんですけれども。少なくとも、母親ほどには関心は持っていないというのが、実際の育児相談あるいは乳幼児健診の際に感じるところです。その辺の工夫もまた、していく必要があると思います。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

次の議題に進めさせていただいてよろしいでしょうか。後でまたご追加のご意見がございましたら、ご発言をいただければと思います。

5番目の課題といたしまして、母子健康手帳を補完するツールということで、事務局のほうからのご説明をお願いいたします。

○吉田家庭支援課課長代理（母子保健担当） それでは、資料2の9ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちらは母子健康手帳を補完するツールということで、四角の囲みでございますが、母子健康手帳と合わせて提供することにより、母子保健や子育て支援の観点から効果が期待できるツールについて、検討すべきではないかというふうに考えております。

その関係の調査の結果でございますけれども、参考資料の29ページになりますが、こちらは都内在住の保護者の方に対しまして、母子健康手帳以外に活用している手帳類ですとか、スマートフォンですとかのアプリの有無を尋ねた設問がございます。その中で、それに対して、「アプリを活用している」というふうにご回答した割合は23.4%、「手帳や紙媒体の資料を活用している」というふうに回答した割合は24.7%というふうになっています。

同様に、今度は団体等の会員の方に対する設問では、「アプリを活用している」と回答した割合は15.8%、「手帳や紙媒体の資料を活用している」と回答した割合は31.7%となっています。

その下のところでございますが、「活用している」というふうに回答された、また、

「その他」というふうに回答された方を対象にその目的を尋ねた設問がありまして、都内在住の保護者の方が回答された目的としては、「成長・発達の記録のため」が64.0%で最も多かった。次いで多かったのは「健診や予防接種の記録、スケジュール管理のため」が44.7%であったと。こちらは参考資料の31ページでございます。

同じページで、今度は団体等の会員の方の目的を見ますと、一番目に多かったのは、「主な病気やアレルギー、薬に関する情報の整理のため」が58.9%、次いで多かったのは「かかりつけ医や受診状況に関する情報の整理のため」で、41.1%となっていました。

今度は参考資料2の32ページでございますが、母子健康手帳への意見・要望についての回答の中で、都内在住の保護者及び団体等の会員から、電子化・アプリ化を望む回答とアプリではなく紙媒体の方がよいという、賛否両論のご回答があったところです。

その下、45ページですけれども、区市町村の調査ですけれども、母子健康手帳を補完する目的で自治体独自の手帳類やアプリを提供されている区市町村もでございます。

こちらのその下に、検討の方向案として少し書かせていただいておりますが、子供手帳モデルの検討事項の内容も踏まえまして、区市町村における手帳類やアプリのこうした活用状況も参考にし、母子保健や子育て支援の観点から効果が期待できるツールの使い方とあり方について検討してはどうかというふうに考えています。東京都として、何かアプリをつくろうというふうなものではないので、ご留意いただければと思います。

その次のページでございますが、前回の先生方からのご意見を紹介しております。

その下に、都内の自治体のアプリの導入状況を少しご紹介しております。こちらは参考にいただければと思います。

あわせまして、関連資料の8ページ以降が、⑤の母子健康手帳を補完するツールの関連するものとなっております。少しご紹介をさせていただきたいと思っております。こちら、まず概要ということで、都内の自治体さんで、ここでは参考に稲城市さんと町田市さんの状況を少しご紹介しております。それぞれ、母子健康手帳を補完するツールとして、いわゆるアプリを導入されています。開発元といいますか、民間の企業が提供されるものをサービスとして利用されているということで、スマートフォン・パソコンで利用登録をして使うということで、利用料は無料というふうになっています。

2番が主な機能ということで、妊娠・育児記録・成長記録ということで、それぞれそんなに違いはないかと思っておりますが、機能がございます。後ほど画面のイメージにも出てまいりますので、そちらもごらんいただきたいと思います。

その次、9ページ目に、成長にあわせてお役立ち情報の提供ということで、妊娠週数とか、月齢に合わせて情報更新等のサービスがございます。

その下のその他ということで、稲城市さんのほうでは、ホームページ上では、本サービスは母子健康手帳にかわるものではないこと、健診や予防接種のときは紙の母子健康手帳が必要であろうということで、注意喚起をされています。

同じく町田市さんのほうでも、ホームページ上で、母子健康手帳と一緒に使うアプリであるということで、利用を呼びかけているところがございます。

おめくりいただきまして、10ページですけれども、その他の自治体関係ということで、千代田区さんと葛飾区さんの状況も少しご紹介をしております。あと、その下に羽村市さんのご予定も書いてございます。

11ページ以降が、主な機能を少し、下に画面の画像つきでご紹介しております。11ページが妊娠経過の確認ということで画面のイメージ、わかりやすくこのような画面で紹介がされています。

12ページのほうも、同じく画面のイメージを紹介しています。

13ページが、両親学級の情報提供ということで、こちらのイメージですけれども、これは柏市の事例なんですね。動画を使って、沐浴の仕方であるとか、その準備の方法ですとかを紹介しています。

14ページが、予防接種の管理ということでのスケジュール管理の画面がございます。

15ページは、成長の記録ということで、発育曲線のグラフが示されております。あとは発育・発達、右側の画面ですけれども、こういう様子に関する画面がございます。

16ページも同様の形で、こちらの写真が結構かわいい絵で紹介されております。

17ページは、育児に役立つ情報提供ということで、読み物や動画による解説、役に立つようなコンテンツを紹介するものとなっております。

そのほか、医療機関の検索機能ですとか、成長に合わせてのアドバイスとか、そういったようなトピックスが紹介されています。

18ページも同様の内容となっております。

⑤につきましては、以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

母子健康手帳を補完するツールということになりますと、今のところ、こういう電子媒体になったアプリと、他には、別冊という形で添付をしている自治体が結構あるように思います。母子健康手帳そのものに、例えば任意記載の部分に、文字データでたくさん書き込んで分厚いものにしても、これはほとんど読んでくれません。今、文字離れていることは確実だと思うんです。私のところに相談に来るお母さんたちと話をしていきますと、タブレットを使ってインターネットから情報を得て、それを持って、予備知識を持って来られる方も結構多いんですね。

それから、母子健康手帳そのものの情報をもう少し見てもらえないかなと思って、よく聞くんですけれども。皆さん困ったときにはパラパラとめくってみて、該当する部分があれば、そのところを読んでいる、そんなふうに言っています。これは、初めての子どもであろうと、あるいは二人目・三人目でも大体同じような傾向だと思います。ほとんどの場合がスマホやタブレットを使って、インターネットから情報を得て、その結果を持ってくる、あるいは判断がわからないので教えてほしいというのも結構あるように

思います。

補完ツールとしてのアプリを調べて見ますと、とにかく日本全国で見るとかなりあるんじゃないかなと思います。母子健康手帳そのものをアプリ化しているようなものも幾つかあるように思います。

それから、母子健康手帳の中でアプリ化に適している部分というのは幾つかありますので、そのところをアプリ化して、母子健康手帳の補完ツールとしているところも多くあります。

それから、成長の記録などがそうだと思うんですが、クラウドで取り込めるようにしてあって、実際にはまとめて、マスタデータとして利用できるような仕組みにしているところもあるようです。どれがいいのかというのはなかなか難しいかと思いますが、そんな状況にあると思います。

東京都でこの子供手帳を作成するに当たって、アプリ化も一応配慮はしていこうということで、もしアプリ化をしたらこのような方法でというご意見がございましたら、いただければと思います。

アプリ化していけるようなところというのは、例えば妊娠の経過であるとか、それからあと、発育の経過については計測値を入力さえすれば、発育曲線にプロットされるようにすれば、結構便利なんですね。一部には好んで使っているお母さんたちもいます。

それから、発達の経過も、いつからできるようになったというのは数値として書き込めますので、これも活用している人もいるように思います。

それから、救急情報だと思いますが、これは紙媒体でも結構利用できますし、アプリでなければならない理由もないような気もしますが、好んでお使いになっているお母さん方もいるようです。

アプリ化について、ご意見がございましたら、どうぞご発言ください。

○加藤委員 アプリという部分に直接どのように関係するかわからないんですが、現実的にどうかかわからないんですが、ともかくIT関係だとインターネット情報がさまざまで、中には決して正しくない情報も多く、例えば離乳食にハチみつを加えたレシピというのを親同士のコミュニティーで実際、それで本当に離乳食にハチみつを入れてしまって、乳児ボツリヌス症になってしまうというケースもある、それは一例なんです。そういったインターネット情報にフィルターを掛けるということができれば、そういったことが仮にできれば、とても育児の助けになるものではないかと思ったんですが。ちょっとこのアプリの見本とはちょっと違うかもしれないので、すみません。

○中村会長 やっぱり、直接アプリを使うというお母さん方よりは、インターネットや何かの情報を引いて持ってきて、そこに書かれていることについての、何というんですかね、真偽を確かめるといいますか、そういうのは結構多いので、そのあたりの判断をしてあげる、これが一つ医療者の仕事かなというふうに私は思って、やっております。

ですから、アプリ化して、実際に子育てに、子供の健康管理や何かに活用できるよう



なところとなると、一個ぐらいしかないんじゃないかなと、最近思っているんです。成長、身長・体重の経過については、これはアプリの中に書き込みます、入力をすれば全て自動的にグラフ化されますし、親としても大変、子供の成長を評価ができる、そんなところがあるように思います。

あと、ほかのところになると実際にどこまで活用できるのか、ちょっと疑問かなと私は思っているところです。

○川上委員 今、スマホで検索をかけても、母子手帳アプリは無料のがたくさん出ています。ですから、あえてそこに東京都が踏み込む必要はないと思います。というのは、電子化するんだと国の方針が決まって、例えばマイナンバーとタグづけされて、マイナンバーカードを私たち医療機関の電子カルテとつなげば、カードをピッとやれば、全部情報が入って、個人の情報を個々に持ち歩けるような時代が来たら、全てがアプリ化されると思うんですね。それも母子手帳とかというレベルじゃなく、個人の健康情報という形になると思うので、そこに至るまでは、中途半端に手を出すと開発費用もすごくかかりますし、メンテナンスも、それこそ今のスマホでいえば、アンドロイド系のアンドロイドのバージョンが上がったら、そこにすぐ対応をしなければいけない。IOSもしょっちゅう変わるので、その都度バージョンに対応していかないと、すぐ動かなくなっちゃいますよ。そうすると、そこまでを東京都がやる必要はないと思うんですね。

補完するツールというよりは、補完する情報として、例えばネット上にいろんな情報があるんですけど、東京都がやっている、例えば「ひまわり」、医療機関検索情報ですね。こんなときにどこに行けばいいとか、＃8000でもやっていますけれども。ひまわり情報が、ここにアクセスをすると、どんな医療機関、どういう診療をしているよというような情報がとれますよというので、育児関連の東京都がやっている事業に関してリストアップして、そのQRコードをつけておくとか、サイトのアドレスを書いたような一覧が母子手帳の後ろにちょこっとついていると。

ただ、それにしても、内容が年々歳々変わるので、印刷を1回かけちゃうと、何年も変更できない母子手帳であるならば、下手に中にとじ込まないで、母子手帳配布時に1枚今年の最新版みたいなのをとじ込んであげるような形じゃないと、こういうのはどんどん変わってしまうので、使えないと思います。

ですから、補完したツールというような形での紹介か、あとは意外とお母さんたちがスマホを持っていながら、今、男性の育児参加という部分との関連なんですけれども、使えていないのが、子供の情報をお母さんが一人で握っていて、でもお父さんやおばあちゃんに子供病院に連れていってきてよと言ったとき、連れてきた人が、いつから熱ですかと聞いても、何もわかっていないと。

だけど例えば、今ママたちが大好きなラインを使って、子供にかかわるお父さんやおばあちゃんや、かかわる人みんなで一つのグループラインをつくっておくと、子供を見ていた人がそのときの記録を書き込むだけで、誰が連れてきても情報が、ちょっと待っ

てくださいと言って、ラインのそこのページを開くだけで読み取れる。でも、そういう使い方ができていないんですね。

お母さんたちに、こうやって使えば便利でしょというのを教えなきゃいけない。だから持っているけれど、使いこなせていない。アプリのアップデートとかが関係ないような部分の、例えばスマホとか、そういったものを上手に使いこなそうみたいな形での情報提供というのはあるといいかなと思うんですけど。電子化に関しては、いずれ国がマイナンバーと健康情報のタグづけをするというのを決めて、実際その動くシステムの開発を進められたときに乗っかればいいわけで、今は紙ベースでいいと思います。

○中村会長 ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。

ほかにご発言はございませんか。次に進ませていただいてもよろしいでしょうか。

その他の検討事項ということで、これも事務局のほうからご説明を下さい。

○吉田家庭支援課課長代理（母子保健担当） それでは、資料2の11ページをごらんいただきたいと思います。

その他の検討事項ということで、これまで①から⑤までご検討をいただいた以外にも、少し事務局のほうからご提案ということでさせていただいて、あとあわせて、それ以外にもし検討事項ということで先生方から、もしご提案といたしますか、ございましたらご議論をいただきたいというふうに考えているところでございます。

こちらの母子健康手帳の活用状況等に関する調査において、改善を希望すると回答された方が挙げた項目で、割合として高かった、まず検討してはどうかというふうなご提案でございます。

まず調査結果のところ、一つ目が予防接種の記録というところでございます。こちら都内在住の保護者の方と団体等の会員の方に対して記録欄の改善の希望の有無を尋ねる設問がございまして、そこで「その他」を選んだ方ですとか、あとは当てはまるものがないというふうな、答えた方を除きまして、具体的なご回答をいただいた中で、挙げられたもので多かったのが「予防接種の記録」というものでございまして、都内在住の保護者では10.1%、団体等の会員では46.7%でございました。

こうした回答をされた方にその理由を尋ねた設問がございまして、その回答については、都内在住の保護者・団体等の会員の両方とも、「記録欄がない・狭いと」いったようなご回答が最も多かったところでございます。

続きまして、その下ですけれども、各種社会保障制度やサービスに関する情報ということで、これは情報欄に関して改善の希望の有無を尋ねる設問に対する、その答えで多かったということで、これは都内在住の保護者の方では割合が10.3%でございました。

その下です、医療機関（連絡先）に関する情報ということで、こちらは団体等の会員の方に対するこうした設問で割合が最も多かったものということで、医療機関（連絡先）に関する情報で35.0%という回答がございました。

こうした項目を、まずたたき台ということで意見交換をしていただければ、ありがたいかなというふうに考えております。

次の12ページ目ですけれども、ほかに、今ご紹介した部分の、今の母子健康手帳における状況のご説明をさせていただきます。

各種社会保障制度やサービスに関する情報、あと医療機関に関する情報ということで、こちらは任意様式の77ページには、子供の病気やけがということで、こうした情報がございます。こちらは#8000、小児救急電話相談事業が掲載されています。

先行事例の1から5のところ、事例3におきまして、いずれも紹介されているところでございます。

あわせて、すみません、関連資料のほうをごらんいただきたいと思います。関連資料の19ページでございます。ここからが⑥の検討事項に関する部分で、任意様式のところの様式をここで紹介しております。予防接種の記録というのは、今現行、任意様式にこのような欄が記載されております。

続きまして20ページのところですけれども、参考といたしまして、各種社会保障制度やサービスに関する情報、医療機関（連絡先）に関する情報について、例えばこちらにありますような、小児救急相談、消防庁の救急相談センター、それから今ご発言のありました「ひまわり」、東京版救急受診ガイド、TOKYO子育て情報サービス、とうきょう子育てスイッチということで、主に東京都のほうでやっております、こうした取り組みを記載してはどうかというふうに考えております。

21ページは、東京版救急受診ガイドの紹介でございます。

22ページですけれども、こちらはTOKYO子育て情報サービスということで、インターネット、あと電話でも提供しているサービスでございます。

23ページが、とうきょう子育てスイッチということで、インターネットで子育て支援の関連情報を紹介しているものでございます。

資料の2のほうに戻っていただきまして、13ページには、少しこれまで行われていました、今回の子供手帳モデルの検討の、手帳の名称はどうあるべきかというところを少し触れられていたかと思っております。

先行事例を少し見てまいりますと、事例1から3、事例5は、いずれも親子健康手帳、事例4は20年をつづる母子健康手帳というふうになっております。参考ということでご紹介をさせていただきました。

⑥につきましては、説明は以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。まず2点になるのかなと思います。

一つは、手帳の名称のことだと思います。母子健康手帳というのは国の名称ですけれども、手帳の名称は比較的自由に命名できるしくみになっているようですので、父親の育児参加・その他を含めていくとすると、母子という言葉でなくて、親子のほうがいいとかというようなご意見があろうかと思っております。その辺もお聞かせいただければと思います。

それからもう一つは、東京の持っているいろいろな資源、救急資源もそうですし、子育て支援のためのいろいろなサービスを展開しておりますので、そういう情報を添付するというごさいます。

ご意見がございましたら、お願いいたします。

予防接種の記録のページ、情報が書きにくい、欄が狭いという意見があるので、欄を広げて、情報の記載ができるようにしていこう、ということだと思います。

東京都独自のサービスとして、救急情報も含めて、ほかにインターネットサービスもありますので、それも掲載していく。

それから、手帳の名称のことももしあれば、ご意見をいただければと思います。

○加藤委員 先ほど川上先生からもご意見がありましたが、QRコードは割に容易につくれるものらしいので、そこからすぐに読み取れるようにすれば便利かなと思いました。

○中村会長 手帳にそのまま紙ベースで載せるということと、電子版媒体として提供するというのもあるかと思っています。その辺はまたこれから、ご意見があったらお伝えいただければと思います。

それから、あと手帳そのものは、確かに厚くなっちゃいますと、実際に字も小さいし、読まなくなってしまうので、分冊化ということも配慮していく必要があるだろうと思います。分冊化して、その分冊のほうにこんな情報をということがあったら、ご意見をいただければと思います。

○瀬川委員 1回目のときにちょっと気づいてはいたんですけども、今ちょっと会長から分冊という話があったんで、話題にしますと。私のほうは、障害児・療育担当課長なので、障害を持ったお子さんがこの手帳でどうやって活用するのかなというのをちょっと、ずっと考えていたんですよ。なので、もし分冊が可能であれば、障害を持ったお子さんが、例えば療育をどういうところで受けたかであるか、そういう問題であるか、補装具の受給記録であるか、オプションでそういった可能性も組み入れていただけると、ありがたいのかなというふうに思います。

必ずしもお子さんの中に障害のない子ばかりではないので、若干、東京都がせっかくなのであれば、そういったお子さんにも、オプションでも道を開くような形で入れていただければ、ありがたいと思います。

○中村会長 ありがとうございます。

母子健康手帳だけですと非常に使いづらい、そういうマイノリティーの方たちがいるわけですね。低出生体重児もそうだと思いますし、それから発達障害なんかもそうだと思います。

発達障害ですと、学童期になってからも支援が連続するわけですので、当然その経過というのが、どこかに連続的に記録されている必要がありますが、これを母子健康手帳の中でカバーしていくのは実際問題として無理な話で、別のサポートブックとか、サポートノートとか、いろんな名前と呼んでいる手帳の作成を考えていく必要があると思

ます。

それから、低出生体重児に関しても、やはり低出生体重児専用の手帳を考えるとということが一つの方法で、母子健康手帳とセットで利用するという方策が考えられると思います。

○川上委員 すみません、予防接種の記録の取扱注意の資料2 関連資料の19ページにある、このページの様式で全然構わないんですけども、参考までに申し上げますと、生後6カ月からインフルエンザのワクチンが打てます。そうすると、生後6カ月から12年間、小学校卒業までは年2回、中学生が年1回というと、12掛ける2の24、それに中学3年間の3回分で、少なくとも27行はインフルエンザのために必要になるんですね。

それ以外にも、例えば海外に行くと、日本よりずっと多いワクチンをやりますので、向こうでも記録してもらえるように、スペースは幾つもあつたほうがいいと思うので、この、今の書式であれば3ページ分ぐらい、空白の枠だけあるページをつけていただけると、大体成人するまでやるものが納まるかなと思います。これからまたどんどん新しいワクチンがふえたときでも、対応可能な状態なんですけれども。

今までは、このページが1ページしかついていないんです。そうすると、インフルエンザを書いているうちに、もう全然足りなくなっちゃうとか。それから新しいワクチンができたときにそれを書いたら、うまく書けないとか、書く欄がないとかで、このページを私たちはコピーして張りつけていってあげたりしているんですね、日ごろ。それでいくと、こういう「その他」の記録というのを3ページとか5ページとか、つけておいていただけるとありがたいと思います。

それから、先ほどの分冊の話はとてもいい話だと思って、差しかえ可能であれば、健常・発達の子は最初にあげたものでいいんでしょうけれども、何らかの障害があつたり、いろいろ配慮が必要とされるようなお子さんのときには、このサイズでつくってもらえば、東京都は分冊化してあるから差しかえてもいいんだよねというふうに、指定各団体とか、医療会だとか、それから教育関係のところにも通知をしておけば、それぞれの分野で何か参考資料をつくっていただくときに、この手帳と同じサイズでつくれば、差しかえて挟み込めば、そのままその人が心地よく使えるものにかえられるよねというような方向を目指すというのは、いかがでしょうか。

○中村会長 ありがとうございます。サイズも含めてご検討、事務局のほうにお戻ししてよろしいですか、その点に関しては。

そうしましたら、一応本日の議題はこれで終了させていただこうかと思います。

ご発言をいただいている委員の先生方もいらっしゃるんですけども、どうぞ追加のご発言があつたら、お願いをいたします。

(なし)

○中村会長 それでは、これで私の担当のほうは終わらせていただきます。後は事務局の

ほうにお返しいたしますので、よろしくどうぞ。

○鈴木事業推進担当課長 中村会長、ありがとうございました。

多岐にわたるご意見をいただいております、これから事務局で整理をさせていただきたいと思っております。全てを反映するのはなかなか難しいかと思っておりますが、次回の第3回の検討会で子供手帳のモデルの案をお示ししたいと考えておりますので、次回の検討会でもぜひ貴重なご意見をよろしくお願いいたします。

あと、例えば今回名称に関してなど、何か追加でご意見がある先生は特にいらっしゃらないでしょうか、大丈夫でしょうか。

○川上委員 名称に関して、母子とか、親子とかをつけるのも一つなんですけれども、妊娠中のお母さんの健康記録が入るので、母子というふうに書きたかったんだと思うんです、もともとは。ただ、いろんな子供が置かれた状況、いろんな言葉で考えたときには、子供本人を主体として捉えて、子供健康手帳とか、子供手帳というふうにしておくのが一番無難かなと思うんですね。

必ずお母さんと一緒、お父さんと一緒にいられる子ばかりじゃないので、どういったときでも、そのご本人が自分の記録として理解できる、自分が命を宿したときからの記録、サポートするお母さんの健康の記録もそこに書き込まれたけど、という捉え方をすれば、子供健康手帳とか、子供手帳というほうがよろしいんじゃないかと思っております。

○鈴木事業推進担当課長 では、これで本日予定していた議事は終わりました。まだどうしても意見の追加がある場合には、11月の末までに担当者の、いつも出欠のご連絡をさせていただいております担当者のメールのほうにご連絡をいただければと思います。どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、今後の検討会の予定ですが、今後の開催スケジュールという用紙をご参照ください。今回は、1月12日金曜日、6時からとなっております。そのときにはモデル（案）をお示ししたいと思っております。

会場は、決定次第正式な通知とともにお送りさせていただきます。

本日の資料のフラットファイルの参考資料は次回以降も使いますので、ぜひ机上に残していただければと思います。もちろんお持ち帰りいただいても構いませんが、次回、お持ちください。ご希望の方には資料を郵送いたしますので、事務局にお申しつけください。

また、お車でいらっしゃっている委員がいらっしゃいましたら、駐車券をお渡ししますので、お申しつけください。

本検討会は、これで終了とさせていただきます。本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

(午後 7時28分 閉会)